随意契約結果（業務委託）　　**様式13**

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
1	令和8年度中央区子どもの体力向上支援事業業務委託	200：その他	リーフラス株式会社	¥1,463,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	―
2	令和8年度中央区区民レクリエーション事業業務委託	200：その他	一般財団法人　大阪市コミュニティ協会	¥3,305,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	―
3	令和8年度大阪市中央区における自律的な地域運営の支援事業	185:各種施策研究・調査	街角企画株式会社・有限会社OM環境計画研究所地活協事業推進共同企業体	¥14,472,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
4	令和8年度中央区コミュニティ育成事業業務委託	109：催事	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	¥5,474,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
5	令和8年度とんぼりリバーウォーク清掃業務委託	004：その他清掃	南海ビルサービス株式会社	¥3,564,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
6	令和8年度とんぼりリバーウォーク（遊歩道）警備業務委託	068：その他警備	南海ビルサービス株式会社	¥8,025,600	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
7	令和8年度「中央区にぎわいスクエア」業務委託	109：総合イベント	株式会社ハイティアーズエンターテイメント	¥6,666,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
8	令和8年度区民協働による魅力発信推進事業業務委託	109：総合イベント	街角企画株式会社	¥1,351,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
9	令和8年度　大阪ミナミを訪れる来街者に向けた環境改善広報・啓発　業務委託	106:総合広告代行	TOPPAN株式会社西日本事業本部関西クロステックビジネスイノベーション事業部	¥22,000,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
10	令和8年度中央区広報紙企画編集業務委託	117:デザイン	株式会社シカトキノコ	¥3,674,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
11	令和8年度地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域福祉見守り活動事業業務委託	200:その他	社会福祉法人　大阪市中央区社会福祉協議会	¥40,101,501	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
12	令和8年度ミナミ周辺の若者に対する支援業務委託	200:その他	特定非営利活動法人Ｄ×Ｐ	¥21,654,622	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
13	中央区役所所管施設　保守点検・修繕等包括的業務委託長期継続　保守点検業務	200：その他	株式会社ザイマックス関西	¥28,124,800	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
14	ミナミエリアにおける環境課題改善方策検討調査業務委託	200：その他	JCD・JTB総研特別共同企業体	¥59,827,768	令和8年6月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－

01

様式 14

随意契約理由書

１．　案件名称

令和８年度中央区子どもの体力向上支援事業業務委託

２．　契約の相手方

リーフラス株式会社

３．　随意契約理由

本事業では、低学年・中学年・高学年にそれぞれに対応した適切な実施プログラムを整えるため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用し、かつ、各小学校が希望するプログラムに対応できるよう、公募型プロポーザル方式を採用する。

また、広く事業者を募集するとともに最も効果的・効率的な指導内容、かつ適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施することにより、より優れた事業効果が期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループ

（電話番号：０６－６２６７－９７４３）

02

様式 14

随意契約理由書

１．　案件名称

令和８年度中央区区民レクリエーション事業業務委託

２．　契約の相手方

一般財団法人　大阪市コミュニティ協会

３．　随意契約理由

本事業では、中央区における地域コミュニティの発展をめざした事業実施が求められており、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識・経験や応用力に基づいた企画運営により地域ニーズに応えられるよう、公募型プロポーザル方式を採用する。

また、本事業は、地域文化の振興発展を図るため、多くの区民が集い交流し、連帯感を高める事業であり、中央区における地域コミュニティの発展をめざした事業実施が求められている。したがって、地域ニーズに応えるための事業とし、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識・経験や応用力に基づいた企画運営による事業提案を行わせる必要があり、競争入札に適さないものである。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループ

（電話番号：０６－６２６７－９７４３）

03

様式 14

随意契約理由書

１．　案件名称

令和８年度大阪市中央区における自律的な地域運営の支援事業業務委託

２．　契約の相手方

街角企画株式会社・有限会社ＯＭ環境計画研究所地活協事業推進共同企業体

３．　随意契約理由

本業務について、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等であり、各地域活動協議会の事情に精通し、最も適切な提案を行った事業者への業務委託が、優れた成果を期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

中央区役所市民協働課市民協働グループ（電話番号：０６－６２６７－９８３３）

04

様式 14

随意契約理由書

１．　案件名称

令和８年度中央区コミュニティ育成事業業務委託

２．　契約の相手方

一般財団法人　大阪市コミュニティ協会

３．　随意契約理由

本事業は、地域文化の振興発展を図るため、多くの区民が集い交流し、連帯感を高める事業であり、中央区における地域コミュニティの発展をめざした事業実施が求められている。

したがって、地域ニーズに応えるための事業とし、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識・経験や応用力に基づいた企画運営による事業提案を行わせる必要があり、競争入札に適さないものである。事業者を広く募集し、最も効果的な事業内容及び方法の提案を得ることができる公募型プロポーザル方式を採用することにより、優れた事業効果が期待できる。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

中央区役所市民協働課市民協働グループ（電話番号：０６－６２６７－９７３４）

05

様式 14

随意契約理由書

１．案件名称

令和８年度とんぼりリバーウォーク清掃業務委託

２．契約の相手方

南海ビルサービス株式会社

３．随意契約理由

本案件の業務内容は、とんぼりリバーウォークの管理運営者である南海電気鉄道株式会社と契約を締結している南海ビルサービス株式会社が実施する業務と密接不可分な関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、業務の責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがある。

また、同社に実施させた場合には、別の受託事業者に発注するよりも一般管理費など共通経費の削減が見込め、業務の円滑な実施を確保する上でも有利となると考えられることから、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に該当し、南海ビルサービス株式会社と特名随意契約により契約を締結した。

４．根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ（電話番号：０６－６２６７－９８３１）

06

様式 14

随意契約理由書

１．案件名称

令和８年度とんぼりリバーウォーク（遊歩道）警備業務委託

２．契約の相手方

南海ビルサービス株式会社

３．随意契約理由

本案件の業務内容は、とんぼりリバーウォークの管理運営者である南海電気鉄道株式会社と契約を締結している南海ビルサービス株式会社が実施する業務と密接不可分な関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、業務の責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがある。

また、同社に実施させた場合には、別の受託事業者に発注するよりも一般管理費など共通経費の削減が見込め、業務の円滑な実施を確保する上でも有利となると考えられることから、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に該当し、南海ビルサービス株式会社と特名随意契約により契約を締結した。

４．根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ（電話番号：０６－６２６７－９８３１）

07

様式 14

随意契約理由書

１．案件名称

令和８年度「中央区にぎわいスクエア」業務委託

２．契約の相手方

株式会社ハイティアーズエンターテイメント

３．随意契約理由

なんば広場を中心とする大阪ミナミにおいて、行政、商店会や企業等が連携し、各種集客イベントを連続的なプログラムとして実施していく必要がある。

そのため、本事業の要となる集客効果の高いイベントの開催については、高度な企画力が求められる。また、事業の実施にあたっては、（一社）大阪活性化事業実行委員会、商店会、企業等が運営する大阪ミナミを中心としたイベントと「中央区にぎわいスクエア」を一体的に開催し、人流の回遊を促す中央区の一大イベントとして盛り上げていくことが不可欠であり、関係団体との連携とクレーム対応も含めた地元との調整力が求められるため、最も適切な実施内容・方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施する業務委託において、優れた成果を期待できるため、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ハイティアーズエンターテイメントの評価点が最も高く、契約相手方として最適であったため、その意見を踏まえ、株式会社ハイティアーズエンターテイメントと地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結した。

４．根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ（電話番号：０６－６２６７－９８３１）

08

様式 14

随意契約理由書

１．案件名称

令和８年度区民協働による魅力発信推進事業業務委託

２．契約の相手方

街角企画株式会社

３．随意契約理由

区内の地域資源を最大限に活かしたまちの歴史的・文化的魅力を体感できるイベントの実施並びに「すぐれもん」の活動支援事業は、多くの関係団体等との連携を図りながら、市民協働の成果をめざすものであることから、当該団体と臨機応変かつ柔軟な対応が求められ、一般競争入札等による選定方法では、事業遂行力を推し量ることができない。

また、事業実施にあたっては、中央区の歴史・文化に対する豊富な知識が求められることから、本件事業の契約相手方の選定は、事業者の能力・経験をいかした実施内容・方法を企画提案させ、契約相手方を選定することにより、より大きな事業効果が期待できるものであることから、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、街角企画株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であったため、その意見を踏まえ、街角企画株式会社と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結した。

４．根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ（電話番号：０６－６２６７－９８３１）

09

様式 14

随意契約理由書

１．案件名称

令和８年度　大阪ミナミを訪れる来街者に向けた環境改善広報・啓発　業務委託

２．契約の相手方

ＴＯＰＰＡＮ株式会社西日本事業本部関西クロステックビジネスイノベーション事業部

３．随意契約理由

大阪ミナミを訪れる来街者に対して街頭ビジョンを活用した広報・啓発を効果的に実施する必要があり実施効果を最大限発揮するためには、同所を訪れる来街者の属性や動向等の分析とその結果に基づく効果的な街頭ビジョンの選定、選定した街頭ビジョンの特性に応じた放映時間の設定等について、事業者のもつノウハウや高度な専門性が求められる。

そのため、最も優秀な実施内容・方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて業務を実施することで優れた成果を期待できることから、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、ＴＯＰＰＡＮ株式会社西日本事業本部関西クロステックビジネスイノベーション事業部の評価点が最も高く、契約相手方として最適であったため、その意見を踏まえ、ＴＯＰＰＡＮ株式会社西日本事業本部関西クロステックビジネスイノベーション事業部と地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結した。

４．根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ（電話番号：０６－６２６７－９８３１）

10

様式 14

随意契約理由書

１．　案件名称

令和８年度中央区広報紙企画編集業務委託

２．　契約の相手方

株式会社シカトキノコ

３．　随意契約理由

全戸配布を実施している区広報紙により発信する情報を、より効果的に区民の皆様に伝えるために、多くの区民の方に手に取り、読んでいただける魅力あるものとするには、紙面のデザイン、レイアウト等について、事業者の持つノウハウや高度な専門性が求められる。

そのため、最も優秀な実施内容・方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて業務を実施することで優れた成果を期待できることから、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社シカトキノコの評価点が最も高く、契約相手方として最適であったため、その意見を踏まえ、株式会社シカトキノコと地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結した。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

中央区役所魅力推進課区政企画グループ（電話番号：０６－６２６７－９６８３）

11

様式 14

随意契約理由書

１．　案件名称

令和８年度地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域福祉見守り活動事業業務委託

２．　契約の相手方

社会福祉法人　大阪市中央区社会福祉協議会

３．　随意契約理由

本事業は「大阪市地域福祉基本計画」に基づき福祉局が行う「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下「強化事業」という。）と「大阪市中央区地域福祉ビジョン」に基づき中央区独自で行う「地域福祉見守り活動事業」（以下「見守り活動事業」という。）を、中央区役所を主体として一体的に実施するものである。

見守り活動事業における「見守り業務」は、強化事業において行政名簿に基づき作成する「要援護者名簿」を活用して実施する。また、見守り活動事業には、名簿に掲載されていないものの地域で見守りが必要と認められる対象者を強化事業につなげる役割や、強化事業による専門的な対応を地域の見守り活動へ展開するための支援業務等が含まれる。これら両事業はいずれも地域を基盤として要援護者の見守り・支援を行うものであり、相互に密接に関連し不可分性を有している。このため、区全体における標準的な見守りの均質化を図るとともに、事業をより効率的・効果的に推進する観点から、両事業を一体の契約として締結する。

これらの事業を実施する契約相手方の要件としては、区内や地域の福祉課題を詳細に把握しており、地域資源の活用、協力が得られるとともに、行政と地域との間に立って支援できる「中間支援機能」を有すること、事業実施に際しては、福祉分野における専門的知識やノウハウを有することが必要不可欠である。

大阪市中央区社会福祉協議会（以下「当該契約相手方」という。）は、社会福祉法第 109 条に基づき地域福祉の推進を図るため設立された区内唯一の社会福祉法人で、区内や地域の福祉課題に精通しており、当区と地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結し、協働により地域福祉の推進を図っていることから、当該契約相手方は、本事業を確実に履行することが可能である唯一の団体であるため、随意契約を行うものである。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

中央区役所福祉課福祉グループ（電話番号：０６－６２６７－９８５７）

12

様式 14

随意契約理由書

１．　案件名称

令和８年度ミナミ周辺の若者に対する支援業務委託

２．　契約の相手方

特定非営利活動法人Ｄ×Ｐ

３．　随意契約理由

本事業は、ミナミエリアや道頓堀周辺に集まる様々な課題に直面している若者たちに対して、食料、生理用品等の生活必需品や学用品等（以下、「支援物資」という。）を提供するとともに、支援物資の提供を契機として、生活基盤が不安定などの困難に直面する若者たちとのつながりを構築し、状況に応じて必要な支援につなげていくものである。

事業実施にあたっては、ノウハウや幅広い知識と経験、専門性等によって事業成果に相当の差異が生じると認められる。民間事業者の能力・経験をいかした実施内容・方法を企画提案させ、契約相手方を選定することにより、より大きな事業効果が期待できるものであることから、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定する。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

中央区役所福祉課福祉グループ（電話番号：０６－６２６７－９８５７）

13

様式 14

随意契約理由書

１．　案件名称

中央区役所所管施設　保守点検・修繕等包括的業務委託　長期継続

２．　契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

３．　随意契約理由

中央区役所が所管する施設における保守点検業務や修繕業務は、日常的に施設を利用する市民の利便性や安全性を確保するため、適切かつ確実に実施する必要がある。

施設管理にかかる適切な点検の実施や緊急対応並びに施設の修繕等については、中央監視設備と空調設備といった相互に関連する設備の不具合に対して総合的に対応できる幅広い技術力、停電や設備の故障時に対する対応、設備の劣化や故障状況に応じた修繕提案など、施設を維持管理するための総合的かつ高度で専門的な技術力や知識が求められる。また、点検実施については、複数の施設で多種多様な点検を実施するため、円滑に履行期限内に実施する効率性や経費の縮減を考慮した内容が求められるほか、法改正等にも適時対応しなければならないものである。

これらの業務を円滑に実施していくためには、契約相手方の決定にあたり、実施事業者及び配置予定技術者の実績・経験・能力をはじめ、緊急時を含めた業務実施体制、良好な施設管理に資する方策、保守点検等の業務を効率的・効果的に実施する方策などを客観的に評価したうえで、実施事業者とする必要があることから、本業務の性質及び目的が競争入札に適さない。

以上の理由から、本業務委託の実施事業者の選定には、企画競争方式を採用する。公募にあたっては、業務に関する提案並びに業務実施にかかる経費の縮減に関する提案を求めることにより、実施事業者のもつ建築物等の施設管理に関するノウハウや幅広い知識・経験、専門性を活用することで、効率的かつ効果的な施設管理業務を実施していくことが期待できる。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

中央区役所総務課（電話番号：０６－６２６７－９９８８）

14

様式 14

随意契約理由書

１．案件名称

ミナミエリアにおける環境課題改善方策検討調査業務委託

２．契約の相手方

ＪＣＤ・ＪＴＢ総研特別共同企業体

３．随意契約理由

本業務ではミナミエリアにおける環境課題の改善に向けて、ミナミエリアで顕在化している環境課題を的確に把握・整理し、その改善方策を検討する必要がある。

加えて、環境課題改善方策の実施に向けた社会実験を実施する必要があり、業務の実施には事業者のノウハウや高度な専門性、総合的な調整力が求められるため、円滑かつ効果的に業務を遂行できるよう、実施体制が十分に整備されていることが求められる。

そのため、最も優秀な実施内容、方法、実施体制を提案した事業者からの提案内容に基づいて業務を実施することで優れた成果を期待できることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定する。

４．根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ（電話番号：０６－６２６７－９８３１）